

2024 年 8 月

## Contents

- I. 【インド】2024 年度予算に基づく税制改正
- II. 【エジプト】職業訓練基金のプール義務の免除に関する国会意見

## I. 【インド】2024 年度予算に基づく税制改正

### 1. 2024 年度予算に基づく税制及び税額の改正

インド政府は、2024 年 7 月 23 日に、総選挙後の確定予算として 2024 年度予算を公表し、その中でいくつかの税制改正を発表した(インドの税制は予算と一対として扱われており、年度予算の公表時に税制改正も発表されることが通常である。)

2024 年度予算における税制及び税額の改正点は多岐にわたるが、特に日系企業に影響が大きいと思われる改正点は、以下の 2 点である。

### 2. 外国企業に対する法人税の改正(減税)

インドにおいて、支店やプロジェクトオフィスの形態で事業を営んでいる外国企業については、インド国内で得た課税対象所得につき、これまで課税対象所得に応じて、それぞれ実効税率ベースで 41.60%(課税対象所得が 1,000 万ルピー以下の場合)、42.43%(課税対象所得が 1,000 万ルピー超 1 億ルピー以下の場合)または 43.68%(課税対象所得が 1 億ルピー超の場合)の法人税が課税されていたが、2024 年度予算により、法人税の税率が 35%(surcharge や cess は適用無しとされたため、実効税率も同じ)に軽減された。

日系企業の多くは、インドにおいて、現地法人や合併会社の形式で事業を営んでいると思われるが、それらはあくまでインド法人であるため、インド内国法人への法人税(前年度の総収入金額及び当該年度の課税対象所得に応じて実効税率ベースで 26.00%~34.94%)が課税される。

今回は、あくまで「外国企業が支店やプロジェクトオフィスの形態で、直接インドで事業を営んでいる場合」に適用される法人税が軽減されるものである。

### 3. キャピタルゲイン税の改正(増税)

インドのキャピタルゲイン税には、長期キャピタルゲイン税と短期キャピタルゲイン税の 2 種類がある。

2024 年度予算上、長期キャピタルゲインと短期キャピタルゲイン税のそれぞれの対象は、以下のとおり整理されている。

- ① 上場株式等については 12 か月超の保有が長期キャピタルゲイン税の対象となり、それよりも短い期間の保有は短期キャピタルゲイン税の対象となる。
- ② 上場株式等以外の資産(株式のみならず不動産等の非金融資産を含む。)については、24 か月超の保有が長期キャピタルゲイン税の対象となり、それよりも短い期間の保有は短期キャピタルゲイン税の対象となる。

2024 年度予算により、

- ・上場株式等に関する長期キャピタルゲイン税は 10%から 12.5%に増税された。ただし、上場株式等に関するキャピタルゲインの非課税枠は 10 万ルピーから 12 万 5000 ルピーに拡大された。
- ・上場株式等に関する短期キャピタルゲイン税は 15%から 20%に増税された。
- ・インド非居住者が保有する非上場株式等に関する長期キャピタルゲイン税は 10%から 12.5%に増税された。
- ・非金融資産に対する長期キャピタルゲイン税は 20%から 12.5%に減税された。

まとめると、下表のとおりとなる。

所得の種類	改正前	改正後
上場株式等に関する長期キャピタルゲイン税	10% (非課税枠 10 万ルピー)	12.5% (非課税枠 12.5 万ルピー)
上場株式等に関する短期キャピタルゲイン税	15%	20%
インド非居住者が保有する非上場株式等に関する長期キャピタルゲイン税	10%	12.5%
非金融資産(不動産等)	20%	12.5%

#### 4. 小括

非金融資産の長期キャピタルゲインについての減税はあるものの、上場株式等については長期キャピタルゲイン税及び短期キャピタルゲイン税の双方が増税されており、また非居住者が保有する非上場株式等については長期キャピタルゲイン税が増税されていることから、**全般的にはインドに投資している日系企業を含む外国企業にとっては増税の要素が強い改正**といえる。

同改正は、本ニュースレターの日付現在はまだ施行されていないが、今後、インドの大統領による裁可 (assent)を得た時点で施行されることになる。

インドに上場株式等または非上場株式等を保有している日系企業が、改正の施行日以降、これを売却しようとする場合、税率の変更に注意する必要がある。

以上

<b>【インド】</b> 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮
---------------------------------------

## II. 【エジプト】職業訓練基金のプール義務の免除に関する国会意見

### 1. はじめに

エジプトでは、労働法(Law No.12/2003)によって職業訓練基金制度(Vocational Training Fund)が設立されており、同制度の下、10人以上の従業員を雇用している会社は、業種にかかわらず、純利益の1%に相当する金額を職業訓練基金としてプールする必要がある<sup>1</sup>。この点、観光業及びホテル業を営む会社においては、これらの業種を規律する個別の法令によって実質的に同様の規定が設けられていたため、労働法との整合性について従来から議論があった。

上記の整合性を図るため、2024年6月29日、エジプト国会(General Assembly)は、観光業及びホテル業を営む会社が職業訓練基金をプールする義務の免除を受けることを認める意見(以下「本意見」という。)を公表した。本稿では、本意見の内容及び実務上の影響を紹介したい。

### 2. 本意見の内容及び実務上の影響について

上記のとおり、従来から、個別の法令の下で職業訓練基金制度と類似の規制が存在する業種に属する会社から職業訓練基金のプール義務を免除することの要請がエジプト政府に出されていた。この点、2021年11月6日、エジプトの最高憲法裁判所(Supreme Constitutional Court)によって、労働法に基づく職業訓練基金のプールを義務付けることの合法性が確認されたため、本件に関する議論は一旦沈静化したものの、特に観光業界及びホテル業界によって根強く継続していた。

この点、エジプト国会は、特別法優先の原則(*lex specialis derogat legi generali*)に言及した上で、特別法及び(労働法を含む。)一般法との間に矛盾がある場合には、当該特別法が優先されるべきことを示し、労働者にとってより利益となり得る特別法が存在する場合には、同法令が労働法に優先すべきという一般的な解釈指針を明示した。また、エジプト国会は、より詳細かつ厳格な職業訓練に関する個別の法令<sup>2</sup>を有する観光業界及びホテル業界の特殊性に鑑み、観光業及びホテル業を営む会社が職業訓練基金をプールする義務の免除を受けることを認める意見も公表した。

もともと、エジプト国会によって公表された意見であっても、正式な手続の下で公布及び施行される法律ではない以上、その性質上法的拘束力は有していない。したがって、明確な法令が公布・施行されるまでは、同意見は、観光業及びホテル業を営む会社にとって(職業訓練基金のプールに関して行政機関との議論の材料となつたとしても)必ずしも職業訓練基金をプールすることの免除を享受する法的な根拠とはならない点に留意が必要である。

### 3. まとめ

以上より、エジプトにおいては、観光業及びホテル業を営む会社が職業訓練基金のプールすることの義務の免除を受けることを認める意見が公表されたことによって、今後、明確な法令が公布・施行され、同法令の下で職業訓練基金のプール義務の免除に対する明確な法的根拠が付与される可能性が高まったといえる。しかしながら、明確な法令が公布・施行されるまでは、その実務運用は明確ではないため、都度、関連する行政機関と相談しつつ、慎重に職業訓練基金のプールを進めることが望ましい。

【エジプト】  
弁護士 山口 健次郎

<sup>1</sup> 労働法 134 条

<sup>2</sup> the Law on the hotels and touristic establishments (No.8 of 2022)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)